ロ　流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット　二十営業日

ハ　算出基準日（自己資本比率の算出を行う日をいう。以下同じ。）を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット　二十営業日

ニ　イからハまでに掲げるネッティング・セット以外のネッティング・セット　十営業日

二　N日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット　F＋N－1

F＝前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8　前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9　標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネッティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネッティング・セットから除外しなければならない。

10　標準的手法を採用する信用協同組合等は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11　標準的手法を採用する信用協同組合等は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

12　標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。

一　当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。第七十八条第一項第一号において同じ。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネッティング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二　当該相対ネッティング契約が、当該相対ネッティング契約に関係する全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを適切に確認していること。

三　当該相対ネッティング契約の効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

四　当該相対ネッティング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。

13　直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネッティング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

第五十三条の三中「適合する」の下に「期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれる」を加え、同条第二号を次のように改める。

二　期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレス・テスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの額との差異に関する分析を行うことをいう。）を少なくとも月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成していること。

第五十三条の三第二号の次に次の二号を加える。

二の二　期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テスティング（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）を定期的に実施し、その実施手続、検証手続及びリスク指標の算出手続を記載した書類を作成していること。

二の三　期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク（取引相手方のPDと一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関を持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいう。）及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行うための体制を整備していること。

第五十三条の三第四号中「される」を「されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備している」に改め、同号ロ中「第二号」を「第二号の二」に改め、同条第六号中「モデル」の下に「（期待エクスポージャーを計測するためのシステムを含む。次号において同じ。）」を加え、同条第七号中「手続」の下に「（期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。）」を加え、同条第九号中「予想され」の下に「、かつ、ネッティング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって、期待エクスポージャーが計測され」を加え、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　適切な担保管理（担保の再利用に係るものを含む。）に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を理事に定期的に報告するための部門を設置していること。

第五十三条の三第十三号中「第五十三条第三項各号」を「第五十三条第四項各号」に改め、同条に次の一号を加える。

十四　派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第五十三条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

第五十四条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

第五十四条第三項中「場合には」を「ときは」に、「すべての非同時決済取引」を「非同時決済取引の全て」に改める。

第六十四条第四号ロ中「又は4－3」を「、4－3又は6－3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）」に改め、同号ハ中「5－3」の下に「又は7－3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）」を加える。